

議事の公開について（案）

検討会並びにワーキンググループの議事の公開については、以下のとおりとする。

○ 議事要旨

検討会の議事要旨は固有名詞が特定されない形で事務局にて作成し、委員の了解のもと、中小企業庁及び金融庁のホームページで公表するものとする。

○ 配付資料

事務局作成の配付資料は原則として公開する。委員作成の資料については、各委員の了解を得た場合に限り、公開する。

○ 傍聴

会議は非公開とする。

以上